

掛川市条例第18号

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例の一部を改正する条例

掛川市火災予防条例（平成17年掛川市条例第186号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 5 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。附則第8項において「改正政令」という。）による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所となるもの（以下附則第7項までにおいて「新規対象の場所」という。）のうち、第41条第2項第9号に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、当該場所が次に掲げる基準の全てに適合している場合に限り、適用しない。
 - (1) 当該場所の危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らして、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。
 - (2) 当該場所に係る指定数量の倍数（当該場所において貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除して得た値の和をいう。以下この号において同じ。）が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における指定数量の倍数を超えないこと。
- 6 新規対象の場所のうち、第41条第1項第16号イに定める技術上の基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。
- 7 新規対象の場所のうち、第41条第2項第1号から第8号まで、第42条の2（第3号を除く。）又は第43条第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める技術上の基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、当該新規対象の場所が附則第5項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。
- 8 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、施行日から平成24年12月31日までの間にその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。